

## 和光市国際化推進懇話会について

## 1 和光市国際化推進懇話会

和光市国際化推進懇話会（以下「懇話会」という）は、市が設置要綱に基づき設置した、附属機関的な役割を担っています。

## (1) 附属機関とは

附属機関は、次のような性質をもっています。

- ① 附属機関は、行政部外の各種の専門家の衆知を集めて問題点の調査研究にあたってもらうために設置するもので、市民参加の一つの方法として、公募などによって委員に住民代表を加えています。
- ② 附属機関は、執行機関からの諮問に応え、参考意見を提供するために執行機関に付置される機関です。独自の執行権をもつ行政委員会とは区別されます。
- ③ 附属機関は執行機関ではないので、行政上の決定をすることはできません。附属機関の提言は執行機関の意思を拘束しませんが、執行機関は附属機関の提言を十分考慮した上で、最終決定を行います。

## (2) 懇話会の役割

和光市国際化推進計画に基づいて、総合的な国際化に関して市民の意見を反映し、国際化を推進するために重要な事項について協議し、市に提言する役割を担っています。

◆ 任 期：令和2年4月10日から令和4年4月9日（2年間）

◆ 会議回数：今年度に4回を予定しています。

令和3年度は、第三次国際化推進計画の策定後に審議等が必要となった場合に会議を実施します。

◆ 任期における議題

**第三次和光市国際化推進計画の策定について**

平成23年3月に、10年間の計画として第二次和光市国際化推進計画を策定し、5年後の平成28年に見直しを行いました。令和2年度にこの計画が期間満了により終了することに伴い、令和2年度中に令和3年度を初年度とする新たな計画を作成します。この計画に盛り込む内容について協議をお願いします。

令和3年1月までに会議を4回実施し、第三次和光市国際化推進計画素案を作成します。この素案を広く市民に周知し、市民から意見を求めるため、令和3年2月頃にパブリック・コメントを実施します。その結果を踏まえ、令和3年3月中に計画を策定したいと考えています。

◆ 調査、研究及び審議

任期内において、協議内容と結果について報告書を市長に提出していただきます。

◆ 会長の役割

和光市国際化推進懇話会設置要綱第5条第2項の規定「会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。」により、和光市国際化推進懇話会会議の進行とまとめ役を担っていただきます。なお、会議の進行をより円滑に行うための協力として、会議前に事務局と打ち合わせを行っていただく場合があります。

※ 資料 和光市国際化推進懇話会設置要綱

※ 資料 第二次和光市国際化推進計画（平成28年2月改定）

※ 資料 和光市国際化推進懇話会最終報告（平成27年11月24日提出）

## 2 市(執行機関)

懇話会の提言やパブリック・コメントを十分考慮したうえで、自己の責任と判断で国際化推進の方向性等を決定します。

## 3 事務局(総務人権課文化交流担当)

懇話会の運営を総合的に支援する役割を担っています。必要な情報の提供や各種資料の作成等を行いますが、審議の過程において、市(執行機関)としての対応や見解を問われた場合には、国際化推進懇話会の自主性を尊重するため、その時点での回答は差し控えさせていただくことになります。

## 4 施策・事業の所管課

計画に基づいた国際化推進施策を実施し、状況を報告します。

相関図

